平成２３年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目45番地の４　松尾ハイツ201号、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目45番地の２　杉原荘１Ｆ１
債務者　松下　一也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５０号
兵庫県西宮市段上町６丁目９番３号
債務者　菅野　好惠
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
徳島県阿南市宝田町今市イシン坊３番地７　スカイコーポ宝305号室青木方、旧住所滋賀県大津市雄琴町６丁目　琵琶湖グランドホテル13リョウ404号室
債務者　鈴木　宮子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２０号
徳島県美馬市穴吹町三島字三谷943番地２
債務者　須藤　孝二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第１２４号
北九州市八幡東区東山２丁目４番10号
債務者　沓澤　雄一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５０号
北九州市門司区藤松１丁目９番23号　藤松荘
債務者　内山　幸治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５１号
北九州市門司区藤松１丁目９番23号　藤松荘
債務者　内山　正美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７４号
北九州市八幡西区香月西４丁目７番55号
債務者　高瀬　広明
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７５号
北九州市小倉南区朽網西５丁目18番27―101号
債務者　永津　十郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７６号
北九州市小倉南区朽網西５丁目18番27―101号
債務者　永津伊征子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０７号
北九州市八幡西区下畑町２番２号
債務者　緒方　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５１２号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番36号
債務者　久保田拓也
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２３号
北九州市小倉北区下富野５丁目18番33号
債務者　中本　友明
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８１号
盛岡市清水町９番２―204号
債務者　吉田ゆり子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８２号
盛岡市清水町９番２―204号、旧住所盛岡市月が丘１丁目１番23号
債務者　吉田ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１５号
福島県郡山市島１丁目23番23号
債務者　菊地さゆり
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
福島県白河市関川窪85番地　市営５―403号、前住所福島県白河市八幡山12番地15　コーポ八幡203号室
債務者　星　　明美（旧姓我妻）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１２２０号
愛知県知多市日長台403番地　Ａ―405
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部